

令和 6 年度版

入園のしおり

このしおりは、一年間必要です。なくさないように
保管しておいてください。

豊田市立朝日こども園

〒471-0032

豊田市日南町 5 - 1 5 - 2

TEL 32 - 2 2 1 2 FAX 32 - 5 7 4 7

園の携帯 090 - 6 3 5 5 - 2 4 4 6 (土日祝祭日の緊急時)

も く じ

1 教育及び保育の基本理念	-----	P. 1
2 めざす子ども像・教育及び保育目標	-----	P. 1
3 本園の教育目標	-----	P. 2
4 保育時間	-----	P. 3
5 こども園の1日	-----	P. 3
6 食事	-----	P. 4~6
7 行事について	-----	P. 7
8 健康管理	-----	P. 8~12
9 家庭の協力	-----	P. 13~16
10 災害等の発生が予測される場合の登降園等	-----	P. 17
11 保育料等	-----	P. 18~20
12 春季・夏季休業保育	-----	P. 20
13 状況が変わった場合の手続きについて	-----	P. 21
14 保育支援アプリの利用	-----	P. 22
15 その他の取組	-----	P. 23~24
16 入園までの諸準備	-----	P. 24~27
こども園等一覧表	-----	P. 28~30

1 教育及び保育の基本理念

子どもが安定した情緒の基で、十分に自己発揮ができるように環境を整え、健康・安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるようにします。その中で、心身の発達を助長し、社会の変化に対応できる「豊かな人格形成」と「生きる力」の基礎を育成することを踏まえ、次の3点を基本理念とします。

- ・ 愛する心、豊かな心をもった健康で活力のある子どもを育てる
- ・ 自ら考え、主体的に行動できる力を育てる
- ・ 道徳性の芽生えを培い、豊かな人間性の基礎・基本を育てる

2 めざす子ども像・教育及び保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を受け止め、基本理念に基づき、乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、子どもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざす子ども像」・「教育及び保育の目標」を掲げています。

めざす子ども像

- ・ 心身ともにたくましく、生き生きと活動する子ども
- ・ 愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶ子ども
- ・ 身近な環境に関わり、試したり、考えたりする子ども

教育及び保育の目標

- ・ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- ・ 健康、安全な生活に必要な基本的生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を培う
- ・ 人との関わりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性の芽生えを培う
- ・ 身近な自然や社会の事象について興味・関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- ・ 生活の中で言葉への興味・関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- ・ 様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- ・ 保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、行動見本などを示し援助する

3 本園の教育目標

《めざす幼児像》

目を輝かせ 生き生きと 活動する子

① あかるくげんきな子

健康で安全のための習慣を身につけ、力いっぱい遊ぶ子
(態度)

② さいごまでがんばる子

遊びに関心と好奇心をもち、集中して取り組む子
(意欲)

③ ひとにしんせつな子

人の気持ちのわかる心のやさしい子
(心情)

一人一人に応じる援助

- * 子どもは自分の思いを行動や言葉、表情などで表現しています。子どもの動き・表情・仕草・言葉などから、その奥にあるその子どもの内面を理解し、一人一人の心に寄り添い、望ましい方向に向かって成長していけるように援助していきます。
- * 子ども一人一人の家庭環境や生活経験は異なり、環境への関わり方、受け止め方や見方も違います。集団の生活の中で、子ども達が互いに影響し合い、一人一人の発達が促されるように、その子らしさを良さとして発揮できるようにしていきます。

遊びを通じた総合的な保育

- * 遊びは、子どもの心身の発達にとって必要な体験が相互に関連し合って積み重ねられ、子どもを健やかに成長させていきます。また、遊びをする中で、子どもは発見したり考えたり工夫したり友達と共有したり協力したりなどいろいろな経験をし、充実感・満足感・達成感・葛藤などを味わい、様々な能力や態度を身につけていきます。
- * 遊びの中で、幼児が発達していく姿を様々な側面から総合的にとらえ、発達にとって必要な経験が得られるように、遊びを中心に、子どもの主体性を大切にします。
- * 戸外遊び、集団遊びを通して基礎的な体力作りを培い、集団生活の楽しさや喜びを味わえるようにしていきます。

環境を通して行う保育

- * 子どもは、自ら環境に関わり、主体性を発揮して展開する生活を通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などをはぐくみ、人間として、社会と関わる人として、生きていくための基礎を培います。そのため、一人一人の子どもが保育者や友達との生活の中で、周囲の環境と自ら関わり、発達に必要な経験を子ども自ら得て、望ましい方向に向かって成長していけるように、意図的・計画的な環境の構成をし、援助します。

4 保育時間

基本的な保育時間は午前8時30分から午後3時まで（月曜日から金曜日）です。早朝・延長・土曜日保育を実施している園もありますので、仕事等の状態に応じ、最長で午前7時30分から午後7時まで（月曜日から土曜日）の保育が可能です。早朝保育等の時間は園により異なります。詳しくは、巻末のこども園等一覧で御確認ください。

⚠延長保育は家庭保育が可能な場合は利用できません。

延長保育については保護者の就労形態等に応じ保育を実施するため、申請時に保育が必要である旨を証明する書類の提出を求めます。この証明により利用時間が決定します。

なお、延長保育の申請、取消しは利用月の前月25日までに園へ申請書を提出してください。原則、利用月中の変更はできません。

家庭保育が可能な場合は、基本保育時間【午前8時30分から午後3時（月から金）】のみ利用が可能です。

●留意事項

- (1) 入園当初は、園での生活に慣れるまで子どもの状態に合わせて、保育時間を短縮しております。御協力をお願いします。
- (2) 登降園は、必ず保護者で責任をもち、決められた時間を守ってください。止むを得ぬ事情により遅れてしまう場合等は、前もって連絡を入れてください。
- (3) 家庭での親子のふれあいが、子どもの成長にとって、とても大切です。家庭での保育が可能な場合は、延長保育は利用できません。

5 こども園の1日

時 間	幼 児 の 活 動
8 : 3 0	○ 登 園 ・挨拶、所持品の整理
9 : 0 0	◎ 子ども自ら選んで行う活動 ・子どもの興味や関心、発達を捉えた環境の中で自発的に遊びを工夫し、進めていく活動の場（ごっこ遊び、積み木・ブロック遊び、製作、リズム遊び、戸外遊び など）
1 0 : 3 0	◎ 学級全体で行う活動 ・学級の子どもが同じ課題に向かって活動する （鬼遊び、集団遊び、リズム遊び、楽器遊び、製作、紙芝居、歌 など）
1 1 : 4 5	○ 昼 食 給食準備 給食、片付け、休息、 当番活動（掃除 ※年齢により異なる）
1 3 : 0 0	○ 子ども自ら選んで行う活動 午前中の遊びの続きなど
1 4 : 1 0	○ 降園準備
1 4 : 5 0	○ 降園 5歳児…昇降口前から降園 3・4歳児…保育室から降園、（園児宣誓の日は、園庭に整列して降園）
1 5 : 0 0	○ 延長保育 おやつ・子ども自ら選んで行う活動
1 7 : 0 0	○ 延長保育最終降園

※8時30分前は受け入れの準備がありますので、門でお待ちください。
8時30分のチャイムが鳴りましたらお入りください。

昼寝
3歳児（4月から12月※）
※子どもの様子を見て決めます。
4・5歳児（夏季休業保育のみ）

6 食事

給食は、子どもの発達に合わせ、栄養士が献立を作成し、実施しています。献立表は毎月末に翌月分をコドモンで配信又は各家庭に配布します。

〈幼児食〉

- 給食センター等から調理・配送されます。子どもの心身の発達を促すために、必要な栄養をとりながら、みんなと一緒に楽しく食事をするにより、好き嫌いのない食事やマナー等のよい習慣を身につけます。

〈弁当について〉

- 弁当日があります。コドモンカレンダー、入園のしおり（P.7）などでお知らせします。
リュックサックに、弁当・水筒・敷物・濡れたおしぼりを入れて持たせてください。

弁当の魅力は

- ★ 子どもさんの成長に合わせて作る、保護者の方の愛情いっぱいの弁当はうれしいものです。体や心の栄養となります。
 - ア 保護者の方の愛情を感じながら、家庭の味を安心して楽しめます。
 - イ 弁当は、その子の食事の量やその日の体調に合わせて作ることができます。
 - ウ 愛情たっぷりの弁当の時間は、心がワクワクする楽しい時間です。

〈水筒について〉

年間、家庭からお茶を持参していただきます。

〈その他について〉

- 食物アレルギー対応は生活管理指導表に基づいて行います。詳細は園にご相談ください。
- 給食は安全のため搬送されてから 2 時間以内に食べることを市で決められています。
- 献立内容等は各園の行事等で多少異なることがありますので、御承知ください。
- 春季・夏季休業保育期間、年末年始前後について、原則給食を提供しますが、3～5 歳児について、給食センター等休業日、園全体の利用者数が 10 人未満等、給食を実施できない場合は、弁当の持参をお願いします。
- 給食センターの施設保守点検や修繕のため、給食を中止することがあります。その期間、幼児は、弁当持参となりますので御協力ください。なお、期間については、あらかじめお知らせします。
- 新入園のお子さんについては、給食のメニューを確認し、食べたことのない食材がありましたら、入園までに御家庭で一度食べておいていただくと安心です。

豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について

豊田市役所子ども部保育課

豊田市では、食物アレルギーを有する園児の安全を最優先とし、健やかに成長できるよう、以下の対応をとっています。詳細については園とご相談ください。

1 対応方針（乳幼児共通）

◆対象のアレルゲン(原因食品)食品について完全除去対応(提供するか、しないか)を行います。

食品の量、調理方法等によつての対応は原則行いません。

◆ご家庭で食べたことのない食品は提供できません。

給食で提供される食品について、入園前にご家庭で食べていただくようお願いいたします。

◆医師の診断指示「園生活管理指導表」に基づき対応します。

食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、園生活での管理・配慮が必要か不要かについて医師の診断を受け、必ず園にご相談ください。

◆重度のアレルギー症状をお持ちの場合、給食の提供ができない場合があります。

コンタミネーション^{*}等ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な給食の提供が困難なため、弁当を持参いただくようお願いいたします。

^{*}コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合があります。

2 幼児給食について

◆給食センター等から調理・配送される給食を提供します。

◆対象のアレルゲン(原因食品)を含む料理・食品は提供しない対応を行います(無配膳対応)。

無配膳対応をした料理・食品の代替について、弁当を持参いただくようお願いいたします。

◆豊田市の給食における食品等の扱いについて以下のルールがあります。

・ソバ、ピーナッツの使用はありません。ナッツ類について、そのものは使用しませんが加工品や調味料にナッツ類が含まれている場合があります。

・卵・野菜は75℃で1分間以上加熱したものを提供し、生卵・生野菜は提供しません。

◆園から配布される献立一覧表と食物アレルギー原因食品一覧表を、園と保護者で確認し対応していきます。

◆園と小学校の献立は一部異なります。入学前に小学校の献立を確認するようお願いいたします。

お子様のアレルギーについて、 入園前に医療機関で診断を受けましょう

①園から「園生活管理指導表」をもらう。



②医療機関を受診する。



③診断が確定し、園での管理が必要な場合は「園生活管理指導表」を
医師に記入してもらう。



④園に「園生活管理指導表」を提出する。
園生活におけるアレルギー対応について園と保護者で相談する。



もしかしてと思ったら、かかりつけ医に相談してみましよう

食物アレルギーと間違いやすい症状



ヒスタミンによる 食中毒

鮮度の低下した赤身魚を食べると、魚
中のヒスチジンがヒスタミンに変化し、
じんましんなどの症状が出ます。

乳糖不耐症

牛乳を飲むとおなかが
ゴロゴロすることがあり
ます。これは、消化不良
による症状です。



やまいもやきゅうり等 による「仮性アレルギー」

野菜や果物の中には、食物アレル
ギーと似た症状(かゆみなど)を引き起
こす成分が入っているものがあります。



※食物アレルギーのある人でアトピー性皮膚炎を伴うことはありますが、アトピー性
皮膚炎だからといって、食物アレルギーがあるとは限りません。

※一般的には、乳幼児期に発症した食物アレルギーの90%は、6歳までに治ると
言われています。

「園生活管理指導表」が必要と思われる場合は、園に御連絡ください。

7 行事について

集団生活を通して子どもの成長、発達等を促すため、おおむね次のような行事を行っています。

月	◎保護者参加行事（☆祖父母参加含む）	*園児のみ参加行事 【 】日にち
4	◎入園式【8】 ※新入園児と <u>新入園児の保護者</u>	*進級式【8】※在園児 *新入園を祝う会【18】 *こどもの日を祝う会【25】 *3歳児昼寝開始【4月15日～】
5	◎保育参加・クラス懇談会【17】 <u>※全保護者</u> ◎ボールクリニック（サッカー）（5歳児） 【23】 <u>※5歳児の保護者は自由参観</u>	*内科健診・歯科健診・尿検査・身体測定
6		*防サイ君（地震体験車）【6】 *プール開き【11】 *視力検査（5歳児）
7	◎交通安全教室【4】 <u>※全保護者</u> ◎希望個別懇談会【8～11】 <u>※希望される保護者</u>	*七夕会【5】 *お楽しみ会【17】 *プール納め【19】 *夏季休業保育【22～8/31】
8		
9		
10	◎運動会【4】 <u>※全保護者</u> ◎運動会予備日【8】 ★弁当日	*園内運動会【1】 *六所山野外体験学習（5歳児）【25】 ★5歳児のみ弁当日 *内科健診・身体測定 *視力検査（4歳児） *いもほり
11	◎保育参加（親子触れ合い）【6】 <u>※全保護者</u>	*園内発表会【27】 ★弁当日
12	☆祖父母発表会【4】 <u>※祖父母対象</u> ◎生活発表会【6】 <u>※全保護者</u>	*お楽しみ会【18】 *もちつき【20】 ★弁当日
1	◎個別懇談会【14～20】 <u>※全保護者</u>	*交通安全学習センター学習（4・5歳児）【8】
2	◎入園説明会【21】 ※R7年度入園児保護者	*豆まき【3】 *おこしもの作り【28】 ★弁当日
3	◎卒園式【21】 <u>※5歳児保護者</u>	*ひな祭り会【3】 *お別れ会【6】 *春季休業保育【24～31】
その他	◎5歳児ちびっこおまわりさん <u>※5歳児保護者</u> ◎園児宣誓の日（0の日） <u>※全保護者</u> （降園時） ◎子育てひろば（火・木 9:30～11:30） <u>※保護者付き添いで利用（未就園児）</u>	*不審者訓練 *救急訓練 等 *移動動物園【隔年】
毎月		誕生会（8月の誕生会は9月初めに行います） 避難訓練 交通安全指導（8月は除きます）

※ 行事の詳しい内容は、コドモンのカレンダー及びお知らせ配信でお知らせします。

※ 行事に参加される際、保護者および祖父母の方のスリッパは、各自で御用意ください。

※ 予定ですので、変更がある場合もあります。その場合は事前にお知らせします。

※

8 健康管理

乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活を送る基礎をつくるきわめて大切な時期です。子どもが元気にすくすくと育つために、家庭と園が十分連絡を取り合って子どもの成長を見守ることが必要です。園で子どもが楽しく過ごせるように御協力をお願いします。

(1) 基本的な生活習慣を身につけましょう。

成長・発達途上の子どもが健康に過ごすために、「生活リズムの安定」を保つことが基本です。毎日の生活の中で「早寝・早起き」「一日3回のバランスの良い食事をとる」ことを繰り返すことで、十分な睡眠と栄養が取れ、元気に遊ぶことができます。大人中心の生活ではなく、子どもの生理的なリズムに合わせましょう。

- ①早寝、早起きをしましょう。夜9時には布団に入ることを目標としましょう。
- ②大人と一緒に朝食をしっかり食べましょう。
- ③朝、登園前にトイレに行きましょう。

(2) 清潔について

- ① 手洗い、うがいは感染予防の基本です。子どもがかかりやすい感染症はウイルス性の病気が多く、手洗い、うがいで予防できるものも多くあります。家庭でも手洗い、うがいの習慣化に心掛けてください。
- ② 感染予防、けがの予防のために爪を短く整えましょう。長い爪は細菌、ウイルスが溜まりやすく不潔になります。また、友達の顔や手をひっかくと傷になってしまいます。
- ③ 毎日入浴し、皮膚を清潔に保ちましょう。入浴後は清潔な肌着を着せてあげましょう。皮膚を汚れたままにしておくと感染症を引き起こす原因になります。入浴は病気から身体を守るだけではなく、精神的な安定も図れます。病気等で入浴ができない場合は手足やお尻、陰部、赤ちゃんの場合は首の周りも拭いてあげましょう。
- ④ 目や皮膚の病気の予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

(3) 日頃の健康管理について

- ① 持病や体質的に配慮を要する場合は、あらかじめお知らせください。状況により、主治医の診断書等の提出をお願いする場合があります。
例) 小児ぜんそく、アレルギー体質(過敏症)、ひきつけ、けいれん
関節がはずれやすい、医療的ケアがある、その他継続的に受診している病気等
- ② 熱がある等いつもと異なる体調の場合は、早めに休養し、ゆっくりと体調の回復を待ちましょう。また、体調が回復してから登園しましょう。

- ③ 子どもは体温調節が未熟です。周囲の大人が季節や活動に応じてこまめに衣類を調節することで、次第に子ども自身に調節する力が養われます。着脱しやすく、活動しやすい衣服を整えてください。また、子どもは代謝が激しく、汗をかきやすいので水分を吸収しやすい下着を着せて登園させてください。

(4) 体調を悪くしたら

体調が悪い場合は、十分な栄養を取り、安静にすることが大切です。また、子どもの病気は急に状態が変わることもあります。体調の変化に合わせて早めに受診し、悪化しないようにしましょう。

こんな時は家で様子を見て、早めに受診しましょう。

- ぐずる、泣いてばかりいる
- 元気がなく、食欲がない
- 熱がある
- ぐったりしている
- 下痢、嘔吐がある
- 痛がる
- 湿疹などのブツブツがある
- 朝、なかなか起きられない
- 目やにが出ている

※子どもは、自分の状態をきちんと伝えることが十分できません。朝の忙しい一時ですが、しっかりと目を合わせ、スキンシップをし、子どもの表情や体の状態など、小さな変化に気を配りましょう。

(5) 薬の使用について

園では、原則、子どもに薬を飲ませる、塗る等はいりません。

- ・保育時間中に薬が必要な場合は、可能な限り保護者が来園して実施して下さるようお願いいたします。
- ・受診した医療機関で現在通園していることを伝え、保育時間中に薬を使用しなくてもよいように使用時間や薬の種類の変更等が可能かを相談してください。
- ・上記が共にできない場合は、園に相談してください。
- ・医師の指示に基づかない市販薬等の対応はできませんので、御了承ください。

(6) 病児保育について

病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病児保育室の利用ができます。詳細は園にある「豊田市病児保育事業利用のご案内」を参照ください。ただし、施設利用定員は限られていますので、良き協力者を探しておくことも大切です。

参考

・病児保育室

- すくすくの森 (すくすくこどもクリニック 隣) 豊田市東山町 2-2-9 Tel.80-1633
- ぴよっこ (豊田厚生病院 内) 豊田市浄水町伊保原 500-1 Tel.43-5082
- ぴーぽらんど (トヨタ記念病院) ※実施方法・使用様式等が異なるので、トヨタ記念病院のホームページで確認してください

(7) 園での定期健康診断等について

- ① 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。(内科、歯科、尿検査、視力検査(年中・年長のみ))
診断の結果、疾病や精密検査等のお知らせがあった場合は、速やかに医療機関を受診してください。
- ② 相談事項等があれば事前に配布する[定期健康診断事前調査票]に御記入ください。
- ③ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、この健康診断とは内容が異なりますので、別に市から届いた通知に従って必ず健診を受けてください。

(8) 園で体調が悪くなったら

体調が悪くなった場合は、連絡します。早めにお迎えに来ていただき、医療機関を受診してください。園で感染症が流行している時は、受診の際、現在通園している園で感染症が流行していることを医師に伝えてください。

けがをした場合は応急処置をし、状況を連絡します。必要に応じてお迎えをお願いする場合があります。

<こんな時は連絡します。御理解と御協力をお願いします。>

- ・ 発熱や頭痛、腹痛、おう吐、下痢等で状態が回復しない
- ・ いくつかの症状が重なって見られる
- ・ 食事や水分がとれない
- ・ いつもと様子が違う
- ・ 地域の感染症の流行状況から判断した場合

(9) 感染症について

- ① 子どもが感染症にかかったら、直ちに園へ連絡してください。
- ② 感染症によって、医師の指示により他の児童へ感染のおそれがないと判断されるまで登園停止となるものがあります(学校保健安全法施行規則18条)。
- ③ 登園停止となった感染症の内、治ゆした証明が必要な場合があります(表1のとおり)。提出が必要な場合は園から指示させていただきます。提出の方法については、下記のとおりです。

豊田加茂医師会加盟医療機関に「治ゆ証明書」が置いてあります。医療機関で証明を受け、登園時に、園へ提出してください。豊田加茂医師会に加盟している医療機関で受診した場合の文書料(証明料)は、豊田市で負担します。

(豊田加茂医師会加盟でない医療機関で、治ゆ証明書が発行された場合の文書料は保護者負担となります。)

- ④ 感染力が非常に強い感染症(インフルエンザ等)については、感染拡大防止のため、クラス等に対して登園自粛の措置をとることもありますので、御承知ください。
- ⑤ 予防接種により、発症を予防できる感染症があります。市から予防接種の通知が来たら、体調を整えて早めの接種をお願いします。
- ⑥ 清潔、不潔に関係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。髪の毛から髪の毛へと付着し広がりますので、発生したら直ぐ駆除等に御協力ください。

表1 治ゆ証明書が必要な感染症 (R5.11 時点)

感染症		登園停止期間の基準
治ゆ証明書が必要な感染症	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	風疹（三日はしか）	ほっしん 発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	じかせん がっかせん ぜっかせん しゅちよう 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘（水ぼうそう）	ほっしん かひか すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	しよたひ 主要症状が消退した後2日を経過するまで
	※インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで
	※新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎、結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間が経過するまで
伝染性紅斑（りんご病） とびひ、手足口病、ヘルパンギーナ、 感染性胃腸炎 等	治ゆ証明書は不要ですが、医師の判断により集団生活が困難と判断された場合は、登園できないことがあります。	

※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については当面の間、治ゆ証明書は不要です。ただし、登園停止期間の基準を過ぎてから登園するようにしてください。

(10) 新型インフルエンザ等が発生した時

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われます。

必要に応じて、保育施設の臨時休園を行う場合があります。

《おう吐・大便・血液で汚れた衣服の取り扱いについて》

保育者は、ノロウイルス等による感染性胃腸炎が園内でまん延しないよう、手洗い、うがいを中心に衛生管理に十分心がけています。集団感染の原因の一つとして、保育者の「手」を介して広がる二次感染があります。

園内で大便（普通便・下痢便）、おう吐物で汚れた衣類の汚れを落としますが、その際、保育者の着衣や、周囲にウイルスなどが飛び散らないよう、静かに大まかな汚れだけを落としています。**（水洗いはしていません）**ウイルスなどの広がりを最小限にして二次感染を防止するため、細かい汚れまでは完全に落としていませんので御了承ください。

◆血液で汚れた衣服の取り扱いについて◆

血液は医学的には感染物と考え、鼻出血や怪我等で衣服に血液が付着した場合も水洗いは行いません。袋に入れて返却いたしますので、御自宅での処理をお願いします。

◆御自宅で汚れを落とすときに心がけてください◆

- ・ 窓を開け、十分換気をしてください。
- ・ 使い捨て手袋、使い捨てマスクを使用すると、二次感染を防止するのに効果的です。また、他の洗濯物と分けて、最後に洗濯をしてください。
- ・ 塩素系の消毒液を使用する、または、85℃の熱湯で1分間以上つけることで消毒の効果が得られます。ただし、素材によっては縮んでしまう場合がありますので、適応を確認しながら消毒してください。また、塩素系の消毒液は色落ちする場合がありますので消毒薬の注意書きを確認しながら、気を付けて使ってください。
- ・ 最後に石鹼で、しっかりと手洗いをしてください。

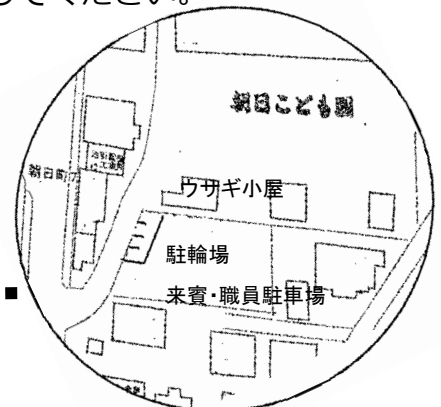
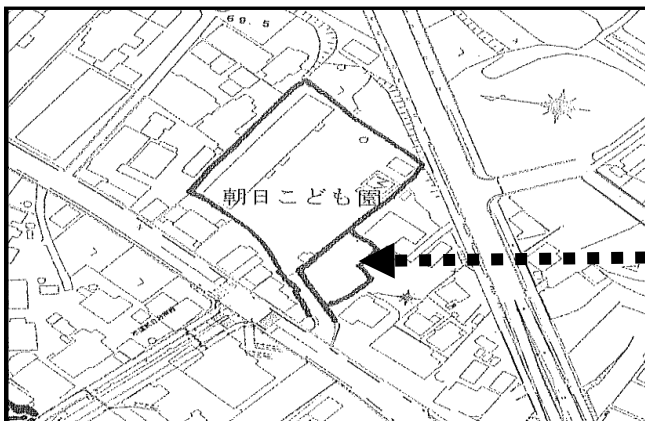
9 家庭の協力

(1) 登降園について

- ① 時間(登園時間午前8時30分から午前9時)は守ってください。
 - ◇ 受け入れ準備がありますので、門でお待ちください。午前8時30分のチャイムが鳴りましたら、お入りください。
 - ・ 降園時間午後2時50分から午後3時。
 - ◇ 保育室前(3・4歳児)昇降口前(5歳児)に来てください。
 - ※園庭開放(午後3時15分まで)のルール
 - ・ 安全に遊べるように、必ず傍について見守りましょう。
 - ・ 遊具は保育中の使用ルールを守って遊んでください。(遊び方、使用年齢)
 - ・ カギの開閉は必ず、大人がしてください。(小中学生の兄、姉は不可)
 - ※ルールが守られず、危険を感じた場合は園庭開放を中止させていただくことがあります。親子での楽しい時間にしていただけますようお願いいたします。
 - ◇園児宣誓の日は交通安全指導日の為、遊ばずに帰ります。
 - ・ 延長保育(ばら組)を利用される方は、ばら組の部屋の前までお迎えをお願いいたします。※延長児は保育中のため、園庭解放は行いません。御了承ください。
- ② 登降園は安全な道を選び、毎日決めた道を通りましょう。歩くときは必ず手をつなぎましょう。
- ③ 登降園時の送迎は、保護者の方で責任をもってください、交通事故防止につとめてください。門扉(二重ロック)は保護者の方で責任をもって開閉をしてください。鍵は必ず閉めましょう。※お子さん以外の園児のすり抜け防止のため、付き添いの兄姉に開閉を任せないでください。
- ④ 迎えの時間や迎えに来る方を変更する時は事前に連絡してください。特に迎えに来る方が変更になった時に連絡がない場合、安全な引き渡しのために確認の電話をさせていただきます。
- ⑤ 欠席する時や長期欠席後登園する時は、コドモンで事前に連絡してください。
- ⑥ 周辺は、住宅地ですので、御近所に御迷惑をかけないようにお願いします。

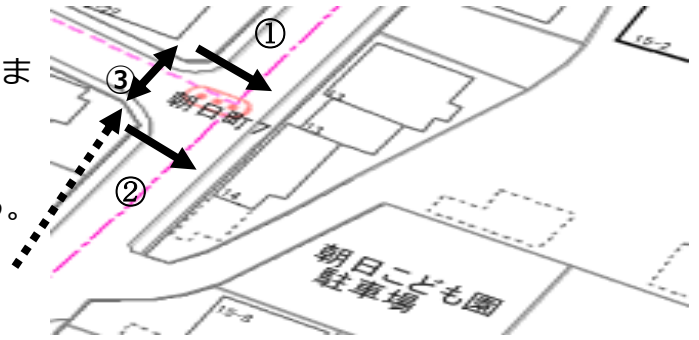
★自転車による送迎

- ・ 自転車の方は、こども園南側駐車場の西側に駐輪してください。
- ・ 奥(ウサギ小屋側)からつめ、白線と同じ向きに駐輪してください。
- ・ 入口付近は、車の出入りがありますので、十分注意してください。



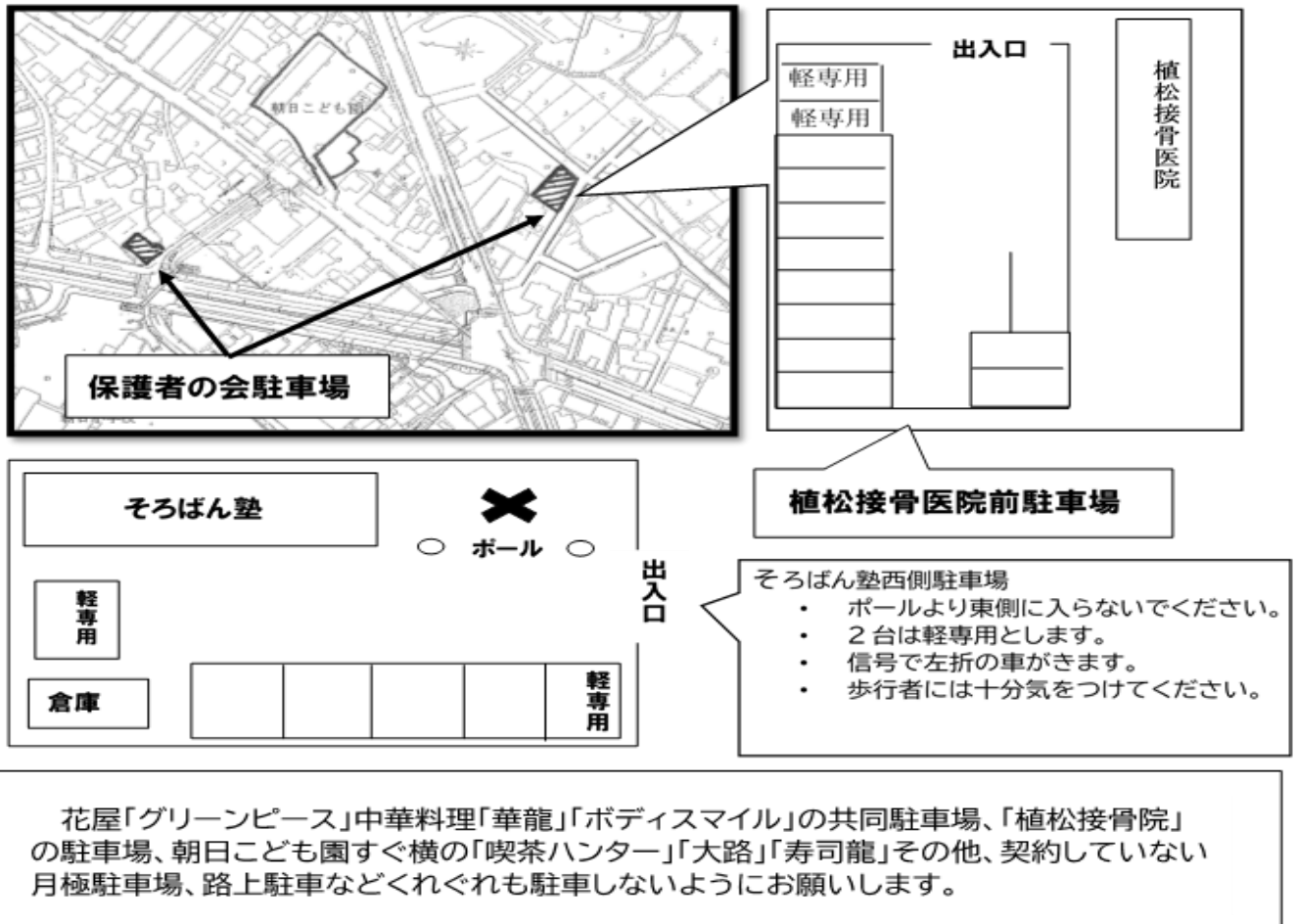
★信号の横断の仕方についてのお願い

- ① そろばん塾横の保護者の会駐車場からまっすぐこども園側へ横断しましょう。
- ② 小学校側から歩道橋を使って登園される方は、まっすぐ来て横断しましょう。
- ③ 朝日小学校の方への右左折車が多いのでここを渡るのはやめましょう。



★車による送迎

- ・ 事故防止のため下記の事項を必ず守り、御家族の方にも知らせておいてください。
- ・ 駐車場内では細心の注意を払って、子どもさんの下車時には、保護者の方が先に降り、外側からドアを開け、降ろしましょう。子どもさんから目を離さないようにしてください。決められた場所に駐車し、必ずエンジンを止め、施錠をしてください。車内には貴重品等を絶対に置かないようにしてください。
- ・ 車の出入りがあり大変危険ですので、駐車場内では遊ばないようにしてください。
- ・ チャイルドシートは必ず着用させてください。
- ・ こども園南側駐車場は大変危険なため、保護者の車の乗り入れ（時間に限らず）は御遠慮ください。怪我や体調不良など、こども園南側駐車場に駐車が必要なときは許可証を発行します。事前に使用したいことが分かっている時は、前日に職員室まで許可証を取りに来てください。他の保護者の方に見えるよう必ず許可証を見えるところに置いてください。



(2) 登園時、保護者の方をお願いしたいこと

- ・ 3、4歳児は保育室前で、5歳児は昇降口で保育者が受入れます。子どもさんの急病などの連絡に備え、外出される時や勤務先を離れる時は、連絡してください。
- ・ 登降園時はコドモンのQRコードを機械にかざし、打刻をしてください。
(携帯電話を忘れた場合は手動で打刻ができます)
- ・ 15時迎えの方も、延長保育の方も、迎えの時間と迎えに来る人(母、祖母など)を必ず9時00分までにコドモンに入力してください。毎朝検温の入力もお願いします。

(3) こども園と家庭との連絡

園と家庭と連絡がスムーズにいくようにコドモンアプリを活用しています。

たより名	内容	配信日
園だより「あさひっこ」	園目標、連絡事項など	4月・3月
行事案内だより	行事の期日、内容など(一斉配信、コドモンカレンダー)	随時
緊急連絡	台風による休園、インフルエンザ等の登園自粛など緊急時において保育課または園から配信します。	
その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 園内活動の様子の配信を随時行い、子ども達の育ちを共有します。 ・ 必要に応じて降園時の放送等にて連絡します。 ・ 保護者の方からの意見箱「朝日こども園ポスト」が玄関左側職員靴箱上にあります。 		

※基本的に、たより類やアンケート等はコドモンで配信しますが、紙面での返事が必要な手紙やチラシは紙で配布します。(ファイルに入れて子どもさんの手さげ袋に入れます。毎日、手さげ袋の中をお確かめください。)また、コドモンでの回答は、期間内の御返信に御協力ください。

★子どもさんのこと、保育に関すること、御意見御要望など、気軽に御相談ください。

(4) いろいろな届け

欠席・時間変更の登降園に対応するために	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欠席する時や遅れて登園する時は、コドモンで園(午前9時まで)に連絡してください。理由を選択して入力してください。(直接伝えたいことがある時は電話でお知らせください。ただし、保育時間中における担任の呼び出しは御遠慮ください) ・ 持ち物、手紙などの持ち帰り(特に金曜日)があります。 ・ 長期欠席後、登園する時には事前に連絡してください。 ・ 迎えの時間やお迎えの方の変更は、必ず連絡してください。
体調変化に対応するために	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普段と違う様子(睡眠不足、食欲不振、便の状態)は、必ず登園時にお知らせください。 ・ 園からの連絡は、第一連絡者にします。いつでもすぐに連絡が取れるよう連絡先を明確にしてください。勤務先にも連絡が入ることを伝えておいてください。
諸変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務先の変更、住所、携帯電話番号、家族の人員に異動(結婚、離婚、祖父母との同居、別居、出生・死亡など)、保育料算定者の市民税額更生等があった時は速やかに連絡をし、申請してください。 ・ 延長保育の申し込み・変更をする時は、毎月25日までです。
交通事故	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただちに園にお知らせください。
転園・退園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転園・退園される場合は、原則15日前までに申し出てください。手続きがあります。
伝染病にかかった時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出席停止…医師の治癒証明書(治ったので園に出てもよいという証明)が出るまでは、登園はできません。 ※診断が出た場合は、必ず園へ電話で御連絡ください。 (しおり内P11「治癒証明書が必要な感染症」をご覧ください)

(5) 生活習慣について (入園・進級にあたって)

★自分のことは自分でする習慣をつけましょう★

「じれったくて、見てられない」と思っても、なるべく見守り、待つようにしましょう。

- * 衣類を一人で脱いだり着たりする。
- * 靴やシューズを一人で脱いだり、履いたりする。
- * 食事を自分でする。
- * 顔や手洗い、うがいを自分でする。
- * 用便の際、始末を自分でする。

自分で少しずつできるように励ましていきましょう！

3歳児は、してもらふ心地よさから、自分でできる喜びを一步步！

★子どもに合わせた生活リズムをつくりましょう★

- * 早寝早起きの習慣をつけましょう。
(朝7時までに起き夜9時までには寝るようにしましょう)
- * 大人と一緒に朝食を食べ、登園しましょう。
(一日3回のバランスの良い食事をとる)
- * 排便は毎朝、必ずする習慣をつけましょう。
- * 毎朝決まった時間に家を出て、9時までに登園するようにしましょう。

早寝、早起きという生活のリズムをつくりましょう！

早寝・早起き
快食・快便
していますか？

★あいさつをしましょう★

* まずは家族であいさつをしましょう。コミュニケーションの入り口です。

★正しい交通ルールを知らせましょう★

- * 交通安全のルールや交通道徳を、保護者の皆さんが手本となり身につけさせましょう。
- * 親子で手をつないで歩く時間は、心と心をつなぐ大切な触れ合いのひと時です。

★体の悪いところは、早めに治療をしましょう★

- * 入園前に虫歯・耳・目等は早めに治しておきましょう。
- * 持病や癖など心配なことがありましたら、遠慮をせず御相談ください。

★スマホやパソコンの使用は控え、触れ合いを大切にしましょう★

(6) その他の注意事項 (御理解・御協力いただきたいこと)

- * 保護者の方が行事等で撮影された写真やビデオ等の情報は、お子さまの**成長記録以外には使用しない**ようにしてください。**インターネット上での掲載 (インスタグラム、フェイスブック、ブログなど) はお止めください。**
- * お子さんの顔や体に理由のわからない傷があったときには虐待を疑い、**園は市に報告する義務**がありますので、ケガをしたなどは必ずお知らせください。
- * 保護者の方からお土産、感謝、お祝いなどの意味での贈答品を頂くことは、公務員法に抵触すること、また結果的に保護者の方にも御迷惑をおかけすることになりますので、お気持ちだけをしっかりと受け止めさせていただき、**品をお受けすることができません**ので、御理解いただきますようお願いいたします。

(7) 休園日について

休園日は、土曜日、日曜日、祝日、年末・年始 (12月29日から翌年の1月3日まで)、災害等の発生が予測される場合です。

10 災害等の発生が予測される場合の登降園等

豊田市では、台風時や地震時及び大雨による災害事故を防ぐため、この地方に警報が発表された時の登降園について、次のようにとり決めていきますので御協力ください。

また、暴風警報等の気象情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等の放送又はひまわりネットワークの気象情報を御確認ください。

豊田市内気象警報等の区域については以下の2区域となります。

- | | |
|-------------------------------|--------|
| ・西三河北西部 ⇒ 豊田市西部（下記以外の地区） | 朝日こども園 |
| ・西三河北東部 ⇒ 豊田市東部（旭、足助、稲武、下山地区） | |

◆上記園所在区域に「暴風警報」が発令された場合

①警報が発令されて午前6時まで解除された場合は、平常通り保育します。

②午前6時まで警報が解除されない場合は、当日の保育を中止します。

③園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。

④注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、子どもの危険防止に努めてください。

※園所在区域に「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合も、「暴風警報」発令時と同様の対応となります。

◆上記園所在区域に「大雨警報・洪水警報」が発令された場合

原則保育を実施しますが、園が危険と判断した場合は当日の保育を中止します。

※前日までに台風の接近や、災害級の大雨等が予報されている場合には、翌日の保育を中止する場合があります。該当する場合にはコドモンから連絡しますので、御理解・御協力をお願いします。

◆給食について

①午前6時まで暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食はあります。

なお、保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間・状況により給食を実施できない場合がありますので、御承知おきください。

②前項の規程にかかわらず気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止することがあります。

この場合においては、給食を中止する日の前日の午前11時までに、コドモンアプリにて連絡します。なお、当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はありませんので、弁当を持参してください。

※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。

※特定の地域において土砂災害警戒情報、河川氾濫情報、その他の避難指示等が発令された場合は、園の指示に従ってください。

※豊田市から「警戒レベル3・4」が発令された地域の方は速やかに避難してください。

◆地震が発生した場合

①豊田市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、園から指示があるまで自宅待機とします。

②園児が園にいる時に震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに迎えにきてください。

③南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、園からの指示に従ってください。

◆Jアラートが発信された場合

①登園前に発信された場合は、園から指示があるまで自宅待機してください。

②保育中に発信された場合は、園からの指示に従ってください。

1 1 保育料等

① 保育料

基本保育料・延長保育料は、0円です。

※家庭保育が可能な場合は、延長保育は利用できません。

※申請時に延長保育等が必要である旨を証明する書類の提出が必要で、これにより保育時間を決定します。

※延長保育等の申込み、変更及び取消しは、利用前月の25日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません

② 給食費

月4,000円程度（1食210円）で、支払方法は「14 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用」を参照してください。

階層変更により、有料か無料が変わることがあります。

なお、給食費は改定されることもありますので、御承知おきください。

階層	A, B, C と D の第3子以降※	D の第1子、第2子
給食費	無料	有料

※D階層は、小学校3年生以下の兄弟のみカウントして第3子以降

③ 災害共済制度（日本スポーツ振興センター）

万一の事故、災害に備えて加入していただく制度です。保育中及び登降園中の事故、災害に対して給付されます。

- ・ 共済掛金（保護者負担額）年額 200円
- ・ 支払方法 エンペイ

④ その他、必要な保育用品につきましては、エンペイ、もしくは個人振り込み、個人購入等、必要に応じて御案内させていただきます。よろしくお願いいたします。

保育料等の未納

月々の保育料等は納付期限内にお支払ください。以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

(1) 延滞金の発生

納付期限までに支払がなかった保育料に対して、延滞金が発生します。

詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分（給食費は含まない）

(2) 児童手当等からの徴収

児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てたいと考えています。

児童手当等からの支払には、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当・特例給付に係るこども園保育料等の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等・給食費の未納分

【注意事項】

未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てることがあります。

児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されます。

(3) 滞納整理業務を市債権管理課へ移管

督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(4) 入園決定

過去に保育料等の未納がある場合（既に卒園した子どもの未納を含む）は、こども園等に入園できない場合がありますので、保育課に連絡を取るとともに、早急に納付をお願いします。

幼児教育・保育の無償化（参考）

各施設における無償化対象（○：対象、×：対象外）

分類	対象施設・事業 (分類を越えた併用は原則 不可。市外施設も対象)	保育要件あり ※1 (共働き等)		保育要件なし (専業主婦(夫)等)	
		利用料	在籍園での 預かり保育	利用料	在籍園での 預かり保育
①	私立幼稚園 青木、豊田星ヶ丘、松平大和、飯野ひかり	○ ※2	○上限あり ※3	○ ※2	×
②	私立幼稚園 ①以外の幼稚園	○上限あり ※2,4	○上限あり ※3	○上限あり ※2,4	×
③	認定こども園	○ 延長も対象	○上限あり ※3	○ ※2	×
④	こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所	○ 延長も対象		○	
⑤	企業主導型保育施設	○		×	
⑥	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（預かりのみ）	○上限あり ※5		×	
⑦	障がい児通所施設 (放課後等デイサービスを除く)	○ 分類①から⑥との併用可			

※1 保育要件ありとは、同居の保護者（父、母とも）が以下に該当する場合

就労（月 60 時間以上）、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学（月 60 時間以上）、通園・通学の付き添い（月 60 時間以上）、求職活動、災害

※2 満 3 歳を含む

※3 月 1.13 万円まで。満 3 歳児の住民税非課税世帯の場合は月 1.63 万円まで。

※4 月 2.57 万円まで。授業料、入園料のみが対象。

※5 合計月 3.7 万円まで。0 歳児から 2 歳児の住民税非課税世帯の場合は月 4.2 万円まで。認可外保育施設は市 H P に無償化対象施設の一覧を掲載。

12 春季・夏季休業保育

家庭保育が可能な場合は利用できません。

- ・就労証明書等の提出が必要です。
- ・事前に利用希望調査を行います。春季・夏季休業保育の申込み、変更及び取消しは、前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎての変更はできません。

13 状況が変わった場合の手続きについて

【具体的な手続きの例】

状況	教育・保育給付認定変更申請書	要件証明書	時間外変更申請書等	退園届	備考
離婚・結婚、祖父母と同居・別居など世帯構成が変わった場合	○	-	-	-	【期限】 変更になった翌月1日
市外へ転出する場合	-	-	-	○	【期限】 退園日の15日前
・税額が変わった場合 ・生活保護の受給を開始・廃止停止した場合 ・世帯員が障がい認定を受けた場合	○	-	-	-	【期限】 変更になった翌月1日
入園要件が変わる場合 ・仕事の退職・休職 ・出産予定月後2か月经過 ・診断書内期間を終了 ・退学 等	○	○	-	-	新しい要件証明書 ※入園要件不要年齢は教育・保育給付認定変更申請書のみでも可 ※求職活動申立書を提出する場合は、求職活動開始後2か月以内に就労証明書を提出することが必要
就労証明書等の内容を変更する場合	○	○	-	-	就労時間・育休期間等全項目の変更に必要
延長保育・春季及び夏季休業保育等の申込み、変更及び取消し	-	○	○	-	【期限】 利用前月の25日 ※就労要件の場合の就労証明書を事業所に証明してもらう必要あり

※書類は園にあります。期限までに園へ提出してください。

申請に基づき教育・保育給付認定等を変更します。

この他にも変更の手続きが必要な場合がありますので、園又は、保育課に御相談ください。

※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。ただし、5歳児が2月2日以降に転出する場合は、3月末（卒園）まで登園可能です。

◎申込書等に虚偽の内容があった場合

年度の途中でも退園していただきます。

なお、年間を通して就労実態調査を行いますので、こども園等の適正運営について、御理解と御協力をお願いします。

◎長期間、園をお休みする場合

以下の条件に該当する場合は退園となります。(旧幼稚園型の認定こども園の幼児を除く。)

- ・1月の間(31日以上)連続して欠席したとき。
- ・3月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したとき。

※4月1日から入園式の前日まで、7月21日から31日まで、8月1日から31日まで、及び卒園式の翌日から3月31日までの間で、春季休業保育、夏季休業保育を利用しないときは上記日数から除くことができます。

14 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用

以下のとおり保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）を利用します。

※利用には保護者スマホ等からアプリのダウンロードや登録が必要です（登録方法や登録に必要なID・パスワードは園から別にお知らせします。）。

コドモン

〈活用する主な機能〉

	機能名	使用用途
1	登降園管理	登降園時間の打刻、出欠・遅刻の連絡、迎えの変更などを行います。（夏季は水遊びのOK/NG連絡）
2	給食申請	給食を申請する際に使用します。
3	お知らせの配信	園だよりなど保護者宛てのお知らせを配信します。
4	アンケート機能	保護者向けにアンケートを行う際に使用します。
5	行事予定	各園の行事や休園日等を確認する際に使用します。

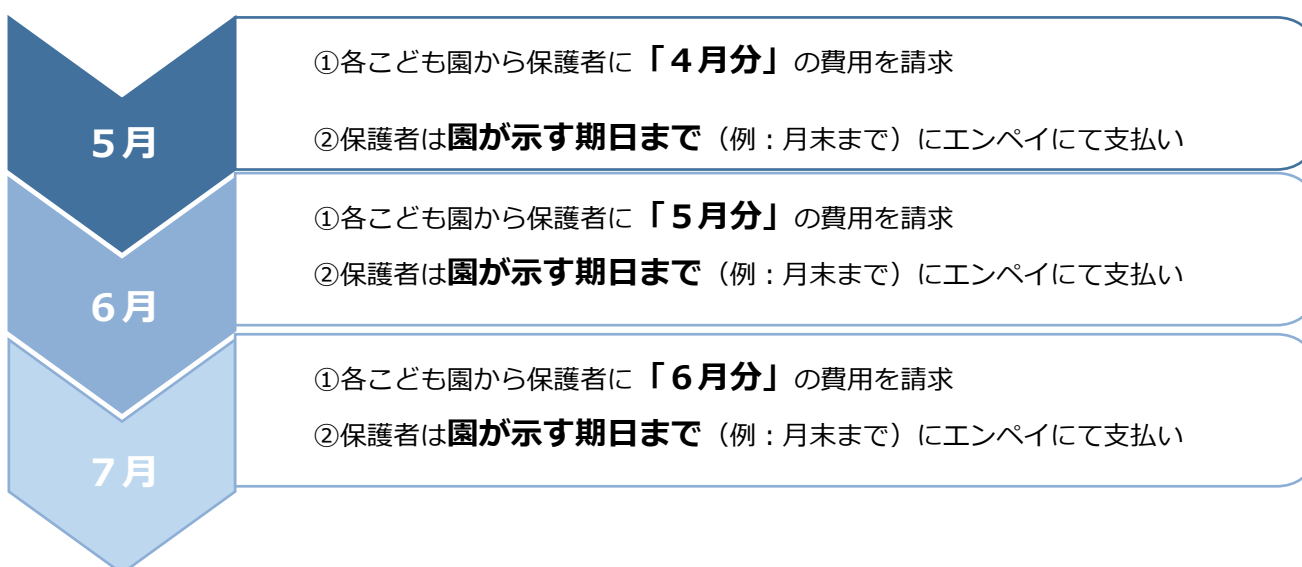
※日々の登降園管理や給食の申請については、コドモン上で行うこととなりますので、忘れずに登録をお願いします。

エンペイ

給食費、諸費（保護者の会費など）、一時保育料、災害共済掛金の保護者負担金についてはエンペイを用いて園から保護者に請求します。

※支払い方法を記載したマニュアルは、コドモンにて配信します。

〈支払の流れ〉



15 その他の取組

お昼寝ベッドについて

公立こども園では、保育室内の安全性や衛生面（各種感染症対策等）の充実を図ること、また保護者の負担軽減を目的として令和5年度からお昼寝ベッドを導入しました。

(1) 対象

公立こども園の0～3歳児

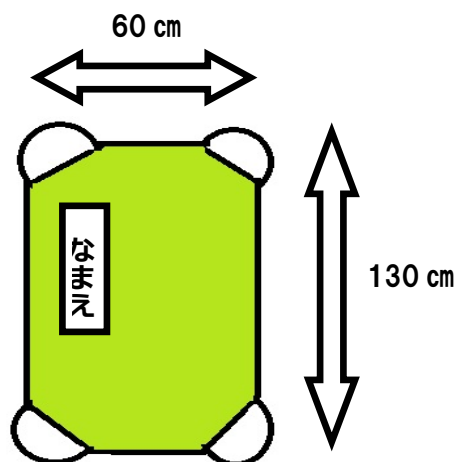
(2) 導入によるメリット

保護者：布団の用意が不要、布団の持ち運び・布団干しの負担軽減

子ども：衛生環境の向上<新型コロナウイルスを始めとする各種感染症の感染拡大の防止、埃・ダニの繁殖の抑制、睡眠の安定 など>

(3) 家庭で用意していただくもの

○お昼寝ベッド用シート 2枚（洗い替え用）

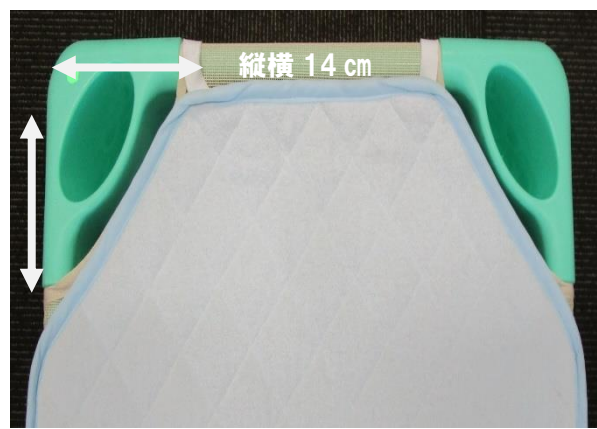


- ・ベッドの大きさにあった左のサイズのものを市販品又は作成してご準備ください
- ・生地は自由です
- ・作成する場合は、
 - *布（タオル地、キルティング地など）
 - *ゴム4本（目安：横2～3cm×長さ35cmほど）
 - *四隅を縦横14cmほど三角形に折る
を使ってください
- ・シートの左上に名前を付けてください

【作成する例】



【市販品の例】



○掛布団に代わるもの ※記名をお願いします。

（夏）タオルケット （冬）毛布
季節によって使い分けてください。

○シーツ入れ袋

休みの前日にシーツとタオルケット等を袋に入れて持ち帰り、洗濯をして翌週にシーツ袋に入れて持ってきてください。エコバックなどのスーパー袋位の大きさの袋を用意してください。名前を記入してください。



(4) その他

- ・枕は不要です。
- ・シーツや掛布団にかわるものは、体調や気温によって変えて頂くことは可能です。
- ・ベッドのイメージ図とサイズ

【サイズ】縦 134 cm×横 60 cm×高さ 12.3 cm



16 入園までの諸準備

【服装と持ち物、入園までに用意するもの】

服装…通園用としてスモックを着用します。左胸に名札(園で用意、保管)をつけます。着用については4月から5月、10月から3月を目安に、気候や気温に合わせて保護者の方の判断で構いません。汚れても良い服装・自分で着たり脱いだりできる物・フード付きでない物をお願いします。

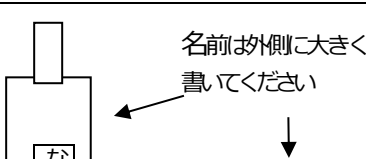
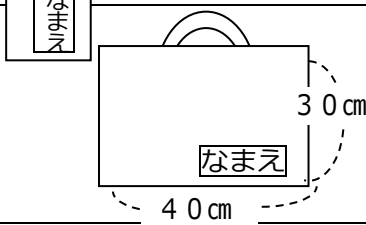
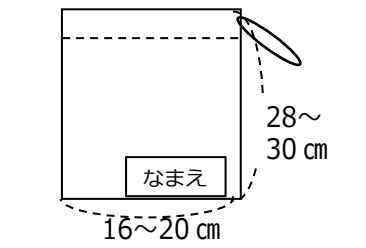
靴…足に合ったサイズの運動靴にしてください。

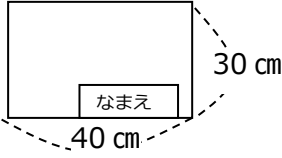
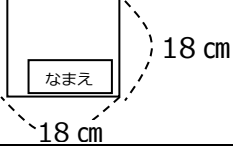
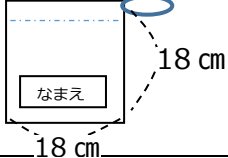
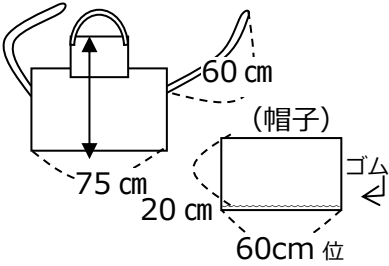
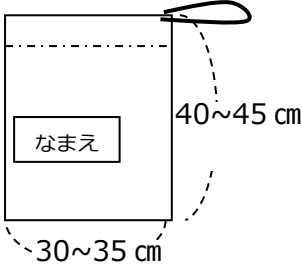
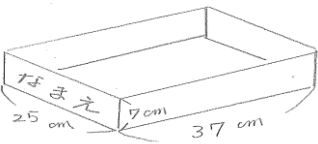
帽子…登降園時及び戸外で活動するときには、クラスカラー帽子をかぶります。

着替え用衣類は、ビニール袋と共に袋に入れて保育室においておきます。(補充用衣類参照)

◎ 衣類や持ち物についてのお願い

- ・ **全てのものに名前はわかりやすく、見やすく書いてください。**目印をつけるとわかりやすいです。
- ・ 卒園まで使用しますので、組名は書かなくてもいいです。

体操服と 体操ズボン	<ul style="list-style-type: none"> ・園指定のもので、運動会で着用します。 ・よくわかるように必ず名前を書いてください。 ・普段着ていただいてもいいです。
通園 かばん	<ul style="list-style-type: none"> ・かばんに、お守りまたはキーホルダー(音の出るものや光るものは避ける)のどちらか1つにしてください。 ・全園児同じものですので、必ず名前を書いてください。 ・シールはつけないようにしてください。
スマック	<ul style="list-style-type: none"> ・登降園や園外に出かけるときに着用します。 ・子どもさんが自分のスマックとわかるように、見やすいところにアプリケや刺繍などつけるといいです。 ・スマックの内側に名前を書くところがありますので、忘れずに記入してください。
組帽子	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスカラーで登降園します。 ・内側の白色の方に名前(フルネーム)をマジックで書いてください。 ・帽子のたれにも必ず名前を書いてください。
クレパス (16色) 水性 マーカー (12色)	<ul style="list-style-type: none"> ・クレパス、水性マーカー共に1本ずつ、箱やケースにも名前を書いてください。 ・クレパスはビニールのラベルがはがしにくくなりますので、名前シールではなく、ペンで記名してください。 ・水性マーカーはお子さんの手にあった長さ(10cm前後)で、握りやすい太さのものが使いやすいです。
油性マジック (12色) 色鉛筆 (12色)	<ul style="list-style-type: none"> ・油性マジック、色鉛筆共に1本ずつ、ケースにも名前を書いてください。
自由画帳	<ul style="list-style-type: none"> ・B4サイズで30枚程度のものを御用意ください。
のり はさみ	<ul style="list-style-type: none"> ・のり入れとふたに名前を書きます。 ・のりのへらは使用しませんので、出してきてください。 ・安全のため、はさみはキャップ付きで、刃先が丸い物を選んでください。 ・ハサミとキャップの両方に記名してください。
シューズ 袋	 <ul style="list-style-type: none"> ・サイズは子どもさんのシューズが入る大きさです。 ・子どもさんが自分で出し入れしやすいようにゆったりと作ってください。
手さげ袋	 <ul style="list-style-type: none"> ・キルティングの布で作られるといいかと思えます。 ・目印にアプリケ、刺繍などをすると、自分の物ということがよくわかります。 ・絵本、着替えなど通園かばんに入らないものを入れます。
給食袋	 <ul style="list-style-type: none"> ・薄手の布(キルティング布は不可)で作ってください。 ・口元はゴムではなく、ひもでお願いします。 ・この中にナフキン・給食用タオル・箸セットを入れます。

ナフキン		<ul style="list-style-type: none"> 給食の食器をのせます。(30 cm×40 cmくらい)市販のものでも良いですが、キルティング地は避けて、左記の大きさを縫ってください。(これ以上のサイズですと机に敷けなくなります) 2枚作っていただくと洗い替えによいと思います。
給食用タオル		<ul style="list-style-type: none"> 給食時の手洗いや口拭きに使います。ハンドタオル(18 cm×18 cm)くらいの小さめがよいです。 毎日持ち帰りますので、翌日には洗った清潔なものを持ってきてください。
コップとコップ袋		<ul style="list-style-type: none"> うがいや牛乳・お茶を飲むのに使います。 プラスチック製の物で取手のあるものを洗って、毎日持たせてください。
エプロン帽子(三角布)マスク布袋		<ul style="list-style-type: none"> 5歳児が園で料理(クッキング)をする時に使います。 ひもタイプの物は前に回して結べるように長くしてください。被れるゴムタイプの物でも構いません。 エプロンと帽子が入る布袋を作ってください。 頭にかぶるものは帽子でなくても構いません。三角布(縛るタイプではなく、ゴム付きの被るタイプ)でもいいですが、髪の毛を覆うことができ子どもが扱えるものをお願いします。
補充用衣類		<ul style="list-style-type: none"> 園で汚れたら着替えられるように、着替えを置いておきます。子どもさんの必要数(靴下、パンツ、肌着、上下服、ハンカチ)を布で作った袋に入れて持ってきてください。 着替えのパンツがない時は園のパンツを使用します。家庭で同サイズのパンツを購入し、返却していただきます。 汚れ物入れのビニール袋も必ず入れておいてください。ビニール袋にも名前を書いてください。
ハンカチティッシュ	<ul style="list-style-type: none"> ハンカチは吸湿性の良い物でポケットや移動ポケットに入れてください。毎日清潔なものを持たせてください。予備を着替え袋に入れておいてください。 ポケット用ティッシュは、ビニール袋のままですと落としやすいので、布製のティッシュケースなどに入れてください。 	
靴(登降園用の靴)シューズ(上履き)		<ul style="list-style-type: none"> 自分で履いたり脱いだりがスムーズにでき、運動に適した靴。(ブーツ、ハイカット、サンダルは禁止) ひも靴はほどけて危険なこともありますので適しません。 シューズの名前は前とかかとの2箇所に書きます。 左右区別がつくような目印の工夫をお願いします。
道具箱(かご)	 <p>(A4サイズの同じものを2つ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 同じ形のもの(重なるもの)を2つご用意ください。 ※洗える100均のプラスチックケースが使いやすいです。 ロッカー(棚)に入れた時、名前がよくわかるように書いてください。はさみ、クレヨン、のり、作品等を入れます。 A4サイズの大きさです。

箸セット	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての食具（箸は1本ずつ）に消えないように記名してください。名前を目打ち等で彫ると消えにくいです。（名前が消えていないか、時々確認してください） ・毎日持ち帰りますので、きれいに洗ってください。（箸の大きさのみ変わりますが、中学生まで使用します）
雨具 防寒着類	<ul style="list-style-type: none"> ・傘はたたんで止められるものを使ってください。扱い方も教えてください。 ・傘は、置き場がありませんので、保護者の方で持ち帰ってください。登園時と降園時の迎えの方が異なる場合は園に置いていただいて良いので申し出てください。 ・防寒着は安全面を考慮してフードの無い物を用意してください。また、始末する際に掛けられるように首元に「ち（ループ）」をつけてください。
リュック サック 弁当箱 敷物 水筒など	<ul style="list-style-type: none"> ・弁当日に使います。 ・リュックのサイズは弁当、おしぼり、敷物、水筒、着替えが入る大きさです。 ・弁当を入れる袋は、子どもさんが自分で入れたり結んだりしやすいものでお願いします。 ・弁当日は、弁当・水筒・敷物・おしぼりを入れて持ってきてください。 ・水筒は毎日使います。肩に掛けられる物で、コップに注いで飲むものが良いです。
プール用 水着 帽子 バッグ	<ul style="list-style-type: none"> ・水着は自分で脱ぎ着できるようなもの、帽子は子どもさんに合ったものを準備してください。 ・タオルは扱いやすいフェイスタオルの大きさです。（バスタオルは大きすぎるので不可） ・水遊び前に詳しい案内を出します。

★雑巾について★

随時、御家庭で余っている新品のタオルなどの回収に御協力をお願いすることがあります。よろしくをお願いします。

こども園等一覧 (地区別五十音順)

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
豊田	1	朝日	日南町 5-15-2	32-2212	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	2	五ヶ丘大和	五ヶ丘 2-19-1	88-1237	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	3	井上	井上町 9-60-1	45-5010	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	4	伊保	保見町権堂坊 28	48-8188	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	5	いぼばら	大清水町南岬 1-280	31-3340	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	6	今	今町 7-50-2	28-2285	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	7	うねべ	畝部西町伊勢神 1-1	21-0405	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	8	梅坪	梅坪町 1-14-1	32-2057	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	9	永新	永覚新町 5-193	29-0732	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	10	大畑	篠原町片坂 40-6	48-8288	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	11	大林	大林町 14-11-13	28-0012	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	12	上郷	上郷町郷下 15	21-1830	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	13	上鷹見	上高町古白 344-2	41-2219	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	14	物ズルけとた	西町 1-76	36-5025	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	15	越戸	越戸町松葉 52-2	45-1073	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	16	こじま	金谷町 7-30	32-2281	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	17	駒場	駒場町新生 69	57-2413	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	18	拳母	拳母町 5-58	32-0199	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	19	拳母ルーテル	桜町 1-79	32-1764	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	20	浄光	宮町 3-64	32-3635	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	21	浄水ひかり	浄水町南平 101	63-5680	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	22	浄水松元	浄水町南平 100	45-6884	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	23	寿恵野	鴛鴨町畔畑 227	28-2403	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	24	住吉	住吉町 1-6-3	52-3807	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	25	青松	朝日ヶ丘 6-41	34-0065	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	26	第二いぼばら	大清水町原山 108-7	85-0160	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	27	第二青松	朝日ヶ丘 6-45	35-0015	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	28	第二わかば	若林東町上り戸 13-3	41-7830	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	29	たかね	和会町鳥手 167	21-0404	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	30	高橋	水間町 4-155-1	88-8088	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	31	たかはら	高原町 5-73-2	34-5141	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	32	高美	若林西町長根 64	52-3706	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	33	竹村	中町経塚 4	52-8508	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	34	中央	四郷町山畑 78-2	45-0066	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	私保
	35	堤	本田町本田 1	52-3053	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	36	堤ヶ丘	堤町道仙 65	52-0166	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	37	寺部	上野町 1-173	80-2194	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	38	東海	神池町 2-1236	88-0599	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	39	童子山	小坂町 16-51	32-3566	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	40	透成	西広瀬町清水 30	41-2550	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
豊田	41	渡 刈	渡刈町 3-98	28-8300	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	42	トヨタ	水源町 1-1-1	28-2198	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	43	豊田聖霊	聖心町 4-10-6	28-2178	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	44	豊田大和キッズ	今町 1-6-2	27-5678	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	45	豊田東丘	宝来町 4-758-274	89-7570	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	46	豊 松	豊松町狐塚 120-4	58-1551	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	47	ナース-ハウス	平芝町 2-2-5	77-6406	4 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	48	中 金	城見町須田口 6	41-2238	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	49	中根山	高岡本町双葉 60	52-3029	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	50	名古屋柳城短期 大学附属豊田	市木町 3-19-7	80-0198	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	51	根 川	下林町 7-41	32-1082	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	52	野 見	美里 5-19	80-0650	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	53	林 丘	大林町 10-15-2	28-1074	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	午後 6 時まで	○	認(幼)
	54	東広瀬	東広瀬町蔵屋敷 19-1	41-2112	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	55	東保見	保見ヶ丘 4-6-1	48-2221	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	56	東 山	渋谷町 3-978-36	80-6074	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	57	ひかり	矢並町大坪 901-2	80-2280	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	58	ひなたぼっこ	若宮町 2-70	34-5008	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所
	59	平 井	百々町 4-20	80-2193	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	60	平 山	平山町 1-10-1	28-6187	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	61	広 沢	舞木町焼山 1102-23	44-0288	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	62	藤 藪	豊栄町 3-120	28-4717	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	63	保見ヶ丘	保見ヶ丘 5-1-1	48-1500	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	64	本 地	本地町 2-51-1	27-2662	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	65	益 富	志賀町箕平 77-1	80-0365	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	66	松 平	九久平町築場 52	58-0070	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	67	丸 山	丸山町 3-30	28-0744	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	68	みずほ	瑞穂町 2-5	32-7380	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	69	御 船	御船町山屋敷 78-30	45-1215	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	70	宮 口	宮口町 2-50	32-6727	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	71	美 山	美山町 4-47-1	41-8812	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	72	みるみる園	京町 4-3-9	31-5875	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所
	73	美 和	百々町 9-43	88-2230	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	74	杜のひかり	大清水町大清水 100-1	45-9966	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	75	山之手	山之手 1-78-1	28-1101	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	76	竜 神	竜神町神田 60	28-8200	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	77	若 園	中根町永池 192-18	52-3820	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	78	わかば	若林東町上外根 86-2	52-1838	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	79	若 林	若林東町東山 47-1	52-8350	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	80	若 宮	若宮町 6-2-5	32-3200	6 か月-5 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
藤岡	81	飯野	藤岡飯野町出口 1122	76-2667	5か月-5歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	82	石畳	白川町大根 1271-1	76-1998	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	83	木瀬	木瀬町浜居場 248-1	76-1765	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	84	中山	西中山町蔵屋敷 136-1	76-4436	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	85	中山松元	西中山町後田 93-6	76-3033	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	86	御作	御作町日沢 1060-20	76-4672	6か月-5歳児	0-2歳児	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
小原	87	大草	小原町北洞 268-2	65-2045	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	88	道慈	乙ヶ林町下立 122-1	65-2733	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
足助	89	足助まゆみ	足助町陣屋跡 7	62-0382	3-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	90	足助もみじ	岩神町築瀬 25-1	62-0685	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	91	大蔵	大蔵町本城 13-1	64-2220	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	92	則定	則定町前田 5	63-2051	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	93	冷田	冷田町上冷田 38	63-2310	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
下山	94	大沼	大沼町船橋 21	90-3021	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	95	東部	羽布町川合 23-2	90-3173	3-5歳児	—	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
旭	96	小渡	下切町下切 10	68-2766	3-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	97	杉本	杉本町三斗成 36	68-2701	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
稲武	98	稲武	武節町神田 96-1	82-2025	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保